口座の売買・譲渡・譲受・レンタルは、
法律により禁止されています。

近年 SNS 型特殊詐欺等の金融犯罪が増加する中、SNS などインターネットを経由して「口座買い取ります」 「口座開設で簡単にお小遣い稼ぎができます」「簡単で高収入」等の口座売買の勧誘が相次いでいます。

通帳・キャッシュカード・インターネットバンキングのID・パスワードを譲渡・譲受・レンタルする行為、および他人に成りすまして口座を開設する行為は、有償・無償を問わず「犯罪」です。

軽い小遣い稼ぎの気持ちで安易に売買・譲渡・レンタルした口座が、犯罪グループに流れ、振り込め詐欺 や投資詐欺等特殊詐欺の受け皿(入金口座)となり、マネーローンダリングなどさまざまな犯罪に悪用され、 あなた自身が知らないうちに犯罪に巻き込まれてしまう危険があります。

東和銀行では、口座の第三者利用や譲渡・レンタル等により犯罪に利用されたことが疑われる場合、当該口座のご利用を停止させていただくほか、必要に応じて警察への通報をさせていただいております。 また、今後当行に限らず、他の金融機関で新規口座が開設できなくなる恐れがあります。

注意!! 口座売買は「犯罪」です!!

口座を売買するとこのような処罰の対象となります。

- ■犯罪収益犯罪移転防止法違反…1年以下の懲役、100万円以下の罰金
- ■詐欺罪…10年以下の懲役



それだけでなく

- ■当該口座の利用停止・解約
 - ■今後当行に限らず、他の金融機関で新規口座が開設できない
 - ■給与振込口座も新たに作れない、給与振込が受け取れない

…といった今後の生活や就職に支障をきたす恐れがあります。

※もし、騙されたり、誤って口座を譲渡・レンタルしてしまった場合、レンタルした口座が身に覚えのない取引に利用された場合は、お取引店、最寄りの東和銀行窓口または下記の詐欺被害受付センターまでご連絡ください。 併せて最寄りの警察署へご相談下さい。

お問い合わせ先

東和銀行 詐欺被害受付センター

0120-108-781

受付時間 月曜~金曜日 9:00~17:00 但し祝日-12/31~1/3 等を除く